

平成16年3月16日

各 位

名古屋市西区花の木三丁目9番13号  
クロスプラス株式会社  
代表取締役社長 森 文 夫  
(コード番号：3320)  
問合せ先：常務取締役経営企画室長  
廣 井 洋  
(TEL 052-532-2211)

## 公募新株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成16年3月16日開催の当社取締役会において、当社普通株式株券の株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所への上場に伴う公募新株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

### 記

#### 1. 公募新株式発行の件

- |  |   |
|--|---|
| (1) 発行新株式数   | 当社普通株式 1,000,000株   |
| (2) 発行価額   | 未定(今後の取締役会で決定する。)   |
| (3) 発行価格   | 未定(発行価額決定後、発行価額以上の価額で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成16年4月5日に決定する。)   |
| (4) 募集方法   | 発行価格での一般募集とする。  |
| (5) 引受の方法  | 東海東京証券株式会社、野村證券株式会社、大和証券エスエムピーシー株式会社、日興シティグループ証券株式会社、UFJつばさ証券株式会社、安藤証券株式会社、丸八証券株式会社、丸三証券株式会社、岡三証券株式会社、東洋証券株式会社、三菱証券株式会社、新光証券株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社及び松井証券株式会社を引受人とし、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が発行価額を下回ることとなる場合は、新株式の発行を中止する。 |
| (6) 申込株数単位   | 100株  |
| (7) 申込期間   | 平成16年4月7日(水曜日)から<br>平成16年4月9日(金曜日)まで  |
| (8) 払込期日   | 平成16年4月13日(火曜日)   |
| (9) 配当起算日  | 平成16年2月1日(日曜日)  |
| (10) 上記を除くほか、発行価額中資本に組入れない額、その他この新株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 |   |
| (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。                                    |   |

ご注意：この文章は当社の公募新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 株式売出しの件

- |   |   |
|---|---|
| (1) 売 出 株 式 数   | 当社普通株式 200,000株   |
| (2) 売 出 価 格   | 未定(上記1.における発行価格と同一となる。)   |
| (3) 売 出 し の 方 法   | 売出価格での一般向け売出しである。   |
| (4) 申 込 期 間   | 上記1.における申込期間と同一である。   |
| (5) 申 込 株 数 単 位   | 上記1.における申込株数単位と同一である。   |
| (6) 引 受 の 方 法   | 東海東京証券株式会社が引受人となり、全株式を買取引受する。   |
| (7) 株 券 受 渡 期 日   | 平成16年4月14日(水曜日)   |
| (8) そ の 他   | 前記各号記載の要領による売出し(引受人の買取引受による売出し)とは別に、東海東京証券株式会社が売出人となり、当社普通株式100,000株を上限とする売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合がある。この場合の売出しの要項は、前記(2)~(5)及び(7)と同一となる。 |
| (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募新株式の発行が中止となる場合、株式売出しも中止される。 |   |

以 上

ご注意：この文章は当社の公募新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 募集・売出しの概要

#### (1) 発行新株式数及び売出株式数

発行新株式数	普通株式	1,000,000株
売出株式数	普通株式	
	引受人の買取引受による売出し	200,000株
	オーバーアロットメントによる売出し	100,000株 ( )

(2) 需要申告期間 平成16年3月29日(月曜日)から  
平成16年4月2日(金曜日)まで

(3) 価格決定日 平成16年4月5日(月曜日)  
(発行価格及び売出価格は、発行価額以上の価格で、仮条件により需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成16年4月7日(水曜日)から  
平成16年4月9日(金曜日)まで

(5) 払込期日 平成16年4月13日(火曜日)

(6) 配当起算日 平成16年2月1日(日曜日)

(7) 株券受渡期日 平成16年4月14日(水曜日)

( )オーバーアロットメントによる売出しは、募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、需要状況を勘案し、東海東京証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少又はオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、東海東京証券株式会社が当社株主から借入れる株式であります。これに関連して、東海東京証券株式会社は、100,000株を上限として当社株主より追加的に取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を平成16年5月7日行使期限として当社株主から付与される予定であります。

また、東海東京証券株式会社は、平成16年4月14日から平成16年5月7日までの間、付与されたグリーンシューオプションの株式数を上限とし、当社株主から借入れる株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、東海東京証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引にかかる株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、東海東京証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	6,050,000株
公募増資による増加株式数	1,000,000株
増資後の発行済株式総数	7,050,000株

### 3. 増資資金の使途

今回の増資による手取概算額1,370,000千円(\*1)については、646,000千円を子会社(スタイリンク株式会社、ジュンコ シマダ ジャパン株式会社、ノーツ株式会社)に対する貸付金(子会社では運転資金並びに出店等の設備資金に充当予定。)に充当する予定であります。なお、残額については来期以降の当社における業務システムの統合及び子会社における出店等に充当し、当面はリスクの少ない金融商品にて運用する予定であります。

ご注意：この文章は当社の公募新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出席出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

\*1 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,400円)を基礎として算出した見込額であります。

#### 4. 株主への利益配分

##### (1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営政策の一つとして認識しており、今後の事業展開及び財務体質の強化に必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

##### (2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、財務体質の一層の強化並びに今後の事業展開に有効活用し、事業の拡大に努める所存であります。

##### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の公募増資後、積極的に株主への利益還元を図る所存ではありますが、現時点においては、具体的内容については、決定しておりません。

##### (4) 過去3決算期間の配当状況

	平成13年1月期	平成14年1月期	平成15年1月期
1株当たり当期純利益	3,584.59円	374.99円	2,435.89円
1株当たり配当金 (1株当たり中間配当金)	旧株 125.00円 新株 21.00円 ( - )	125.00円 ( - )	250.00円 ( - )
実績配当性向	3.5%	33.3%	9.9%
株主資本当期純利益率	12.8%	1.4%	8.6%
株主資本配当率	0.4%	0.4%	0.8%

(注)1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 株主資本当期純利益率は、当期純利益を株主資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、株主資本配当率は、配当総額を期末の株主資本で除した数値であります。

3. 当社は平成15年5月2日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。

そこで、株式会社東京証券取引所の引受担当者宛通知「上場申請のための有価証券報告書(の部)の作成上の留意点について」(平成14年11月27日付東証上審第331号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

なお、平成15年1月期の1株当たり当期純利益以外の数値については監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	平成13年1月期	平成14年1月期	平成15年1月期
1株当たり当期純利益	345.30円	30.66円	243.58円
1株当たり配当金 (1株当たり中間配当金)	旧株 12.50円 新株 2.10円 ( - )	12.50円 ( - )	25.00円 ( - )

#### 5. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の株券上場審査基準で定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。

需要申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の需要の申告を行った者の中から、原則として需要申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

ご注意：この文章は当社の公募新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 6. その他

今回の公募による新株発行に当たっては、当社の社員持株会に対して、公募株式数1,000,000株のうち一定の株式を販売する予定であります。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配当にかかる部分は、一定の配当などを約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は当社の公募新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。